

◎佐賀県条例第24号

佐賀県営土地改良事業分担金等条例の一部を改正する条例

佐賀県営土地改良事業分担金等条例（昭和41年佐賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第1項及び第4項の規定による分担金及びこれに相当する額の金銭、<u>法第91条の2第1項及び第2項の規定による特別徴収金</u>及びこれに相当する額の金銭その他県が行う法第2条第2項に規定する土地改良事業以外の土地改良事業に係る分担金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分担金の徴収)</p> <p>第2条 県は、県が行う土地改良事業（以下「事業」という。）を施行する場合には、当該事業によって利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するもの及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第68条の4の7各号に掲げるものから分担金を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>(特別徴収金)</p> <p>第5条の2 県は、国から補助金の交付を受けて行う事業で別に知事が指定するものの施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該事業の工事の完了の公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）から起算して8年を経過する日までの間に、</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第1項及び第4項の規定による分担金及びこれに相当する額の金銭、<u>法第91条の2第1項、第2項及び第6項の規定による特別徴収金</u>及びこれに相当する額の金銭その他県が行う法第2条第2項に規定する土地改良事業以外の土地改良事業に係る分担金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分担金の徴収)</p> <p>第2条 県は、県が行う土地改良事業（<u>法第87条の3第1項の規定により県が行う土地改良事業を除く。</u>以下「事業」という。）を施行する場合には、当該事業によって利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するもの及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第68条の4の7各号に掲げるものから分担金を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>(特別徴収金)</p> <p>第5条の2 県は、国から補助金の交付を受けて行う事業で別に知事が指定するものの施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該事業の工事の完了の公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）から起算して8年を経過する日までの間に、</p>

改正前	改正後
<p>当該土地を当該事業の計画において予定する用途以外の用途（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第53条の8及び附則第13項に規定する用途を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、当該事業に要する費用のうち国から交付された補助金の額及び県が負担した額の合計額をその者が法第3条に規定する資格を有している当該地域の土地の面積に割り振って得られる額の範囲内で特別徴収金を徴収する。</p> <p>2 知事は、目的外用途に供した土地の面積が知事の指定する面積を超えない場合その他知事が特に納付の必要がないものとして承認したときは、<u>前項</u>に規定する特別徴収金の徴収を免除することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>当該土地を当該事業の計画において予定する用途以外の用途（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第53条の8及び附則第5条に規定する用途を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、当該事業に要する費用のうち国から交付された補助金の額及び県が負担した額の合計額をその者が法第3条に規定する資格を有している当該地域の土地の面積に割り振って得られる額の範囲内で特別徴収金を徴収する。</p> <p>2 <u>県は、法第87条の3第1項の規定により県が行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき法第91条の2第6項第1号及び第2号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する第87条第5項の規定により当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、法第91条の2第6項第1号及び第2号のいずれかに該当する行為をした場合には、その者から、当該機構関連事業に要する費用のうち国の補助金の額及び県の負担額の合計額を当該機構関連事業の事業施行地域内農用地の面積に割り振って得られる額の範囲内で特別徴収金を徴収する。</u></p> <p>3 知事は、目的外用途に供した土地の面積が知事の指定する面積を超えない場合その他知事が特に納付の必要がないものとして承認したときは、<u>前2項</u>に規定する特別徴収金の徴収を免除することができる。</p> <p>4 略</p>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。